

議案第 8 号

大網白里市福祉会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

大網白里市福祉会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように制定する。

令和 2 年 1 2 月 3 日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市福祉会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
大網白里市福祉会館設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年条例第 1 2 号）
の一部を次のように改正する。

第 1 条中「ため、また、在宅心身障害者の自立を促す」を削る。

第 3 条中「次の各号に掲げる施設」を「、大網白里市地域福祉センター（以
下「地域福祉センター」という。）」に改め、同条各号を削る。

第 4 条第 1 項中「次の各号に掲げるとおり」を「午前 9 時から午後 5 時まで」
に改め、同項各号を削る。

第 7 条を削る。

第 8 条第 2 項を削り、同条を第 7 条とする。

第 9 条を第 8 条とし、第 1 0 条の見出し中「取り消し」を「取消し」に改め、
同条中「停止若しくは制限」を「停止し、若しくは制限し、」に改め、同条を
第 9 条とし、第 1 1 条から第 1 4 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 1 5 条第 1 号中「第 6 条及び第 7 条に規定する」を「第 6 条各号に掲げる」
に改め、同条を第 1 4 条とする。

第 1 6 条中「第 1 3 条」を「第 1 2 条第 1 項」に、「第 8 条第 1 項第 3 号、
第 9 条及び第 1 0 条」を「第 7 条第 3 号、第 8 条及び第 9 条」に改め、同条を
第 1 5 条とし、第 1 7 条を第 1 6 条とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。